

議 案 概 要

〈令和4年第4回定例会〉

向 日 市

議案件数 13 件

人事案件	1 件
専決処分（補正予算）	1 件
条例案件	6 件
補正予算案件	4 件
その他案件	1 件

議案第 6 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	1
議案第 6 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度向日市一般会計補正予算（第 6 号）） -----	1
議案第 6 3 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について -----	2
議案第 6 4 号	京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について -----	4
議案第 6 5 号	向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について -----	5
議案第 6 6 号	向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について -----	6
議案第 6 7 号	向日市手数料条例の一部改正について -----	9
議案第 6 8 号	向日市まちづくり条例の一部改正について -----	10
議案第 6 9 号	令和 4 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号） -----	11
議案第 7 0 号	令和 4 年度向日市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） -----	12
議案第 7 1 号	令和 4 年度向日市水道事業会計補正予算（第 1 号） -----	13
議案第 7 2 号	令和 4 年度向日市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） ----	14
議案第 7 3 号	京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について -----	14

議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔固定資産評価審査委員会事務局〕

〔提案の趣旨〕

固定資産評価審査委員会委員の楠本明子^{くすもとあきこ}氏の任期が、令和4年12月14日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和4年12月15日から令和7年12月14日まで

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度向日市一般会計補正予算（第6号））

〔総務部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	24,156,154千円
補正額	368,000千円
補正後の額	24,524,154千円

歳出の補正内容

〔3款 民生費 1項 社会福祉費

8目 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費〕

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る費用
3億6,800万円を増額計上

【令和4年10月24日専決処分】

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

[総務部人事課]

[改正の趣旨]

地方公務員法（以下「法」という。）の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、関係条例について、所要の改正を行うもの

[改正の内容]

第1条関係（向日市職員の定年等に関する条例）

- (1) 現行60歳としている定年年齢を令和5年度から2年毎に1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降、65歳とするもの

生年月日	定年退職時年齢	引き上げ年度
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	61歳	令和5・6年度
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	62歳	令和7・8年度
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	63歳	令和9・10年度
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	64歳	令和11・12年度
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	65歳	令和13・14年度

- (2) 管理監督職勤務上限年齢制の対象者を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めるもの
- (3) 60歳に達した日以降に退職した職員について、短時間勤務の職として採用することができる「定年前再任用短時間勤務職員」について定めるもの

第2条関係（向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

人事行政の運営の状況に関する報告の対象外職員について、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもの

第3条関係（職員の分限に関する条例）

法第28条の2第1項に規定する管理職以外への転任に伴う給料7割措置について、「降給」であることを定めるもの

第4条関係（職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例）

定年年齢の引き上げにより、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の職員の給料月額が、当該職員の受ける給料月額の7割とされることに伴い、減給す

る場合の基準の給料月額等について、明確にするもの

第5条関係（職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

職員の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振り及び年次有給休暇に関する事項について「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもの

第6条関係（公益的法人等への職員の派遣に関する条例）

公益的法人等への職員派遣について、管理監督職勤務上限年齢制の例外措置として引き続き管理監督職を占める職として勤務している職員を派遣の対象外として定めるもの

第7条関係（向日市職員の給与に関する条例）

60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の職員の給料月額について、当該職員の職務給及び号給に応じた額の7割とすることを定めるもの

第8条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

法改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に修正し、準用する規定等を改めるもの

第9条関係（向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

法改正により「再任用職員」が削除されたため、新たに定められた「定年前再任用短時間勤務職員」に修正し、参照条文の整理を行うもの

第10条関係（向日市職員の再任用に関する条例）

法改正に伴い、現行の再任用に関する条例を廃止するもの

〔施行期日〕

令和5年4月1日（一部公布の日）

議案第 6 4 号 京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

〔建設部都市計画課〕

〔制定の趣旨〕

「第 3 次向日市都市計画マスタープラン」では、国道171号沿道及び南部に位置する工業地域を工業・流通業地区と位置付け、土地利用の方針を住宅と工業の混在を防止するとともに周辺の住環境との調和を図ることとしている。

このことから、都市計画法第 8 条第 1 項に基づく「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）」の都市計画決定と併せ、建築基準法第49条第 1 項の規定により、建築物の用途を制限する条例を制定するもの

〔制定の内容〕

- (1) 京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内の建築物に対し住宅系の用途を制限するもの
- (2) 既存の住宅系建築物に関する制限の緩和を定めるもの

〔施行期日〕 公布の日から起算して 1 0 日を経過した日

議案第 6 5 号 向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

〔総務部総務課〕

〔改正の趣旨〕

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター作成及び選挙運動用ビラの作成に係る公営限度額について、公職選挙法施行令で定める基準額に基づき条例の一部改正を行うもの

〔改正内容〕

- (1) 選挙運動用自動車の借入れ及び燃料代の上限額を改正する。
自動車借入れ (現行) 15,800円 → (改正) 16,100円
燃 料 代 (現行) 7,560円 → (改正) 7,700円
- (2) 選挙運動用ポスター作成に係る印刷費及び企画費の上限額を改正する。
印 刷 費 (現行) 525円6銭 → (改正) 541円31銭
企 画 費 (現行) 310,500円 → (改正) 316,250円
- (3) 選挙運動用ビラの作成単価の上限額を改正する。
(現行) 7円51銭 → (改正) 7円73銭

〔施行期日〕

公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第66号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

[総務部人事課]

[改正の趣旨]

人事院勧告に準じ、職員の給料表及び勤勉手当並びに市長等の期末手当の額の改定を行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」及び「向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部を改正するとともに、会計年度任用職員に適用される給料表を明確にするため、「向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

第1条関係（向日市職員の給与に関する条例）

(1) 給料表の改定

令和4年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

(2) 勤勉手当の支給月数の改定

【一般職】

令和4年12月の勤勉手当の支給月数を、0.1月引き上げるもの

		6月	12月	合計
期末手当		1.20月	1.20月	2.40月
勤勉手当		0.95月	1.05月	2.00月
	現行	0.95月	0.95月	1.90月
合	計	2.15月	2.25月	4.40月
	現行	2.15月	2.15月	4.30月

【再任用職員】

令和4年12月の勤勉手当の支給月数を、0.05月引き上げるもの

		6月	12月	合計
期末手当		0.675月	0.675月	1.35月
勤勉手当		0.45月	0.50月	0.95月
	現行	0.45月	0.45月	0.90月
合	計	1.125月	1.175月	2.30月
	現行	1.125月	1.125月	2.25月

第2条関係（向日市職員の給与に関する条例）

勤勉手当の支給月数の改定

令和5年度以降の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

【一般職】

	6月	12月	合計
期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
合計	2.20月	2.20月	4.40月

【再任用職員】

	6月	12月	合計
期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月
合計	1.15月	1.15月	2.30月

第3条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和4年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.625月	1.675月	3.30月
現行	1.625月	1.625月	3.25月

第4条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和5年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
4年度	1.625月	1.675月	3.30月
5年度以降	1.65月	1.65月	3.30月

第5条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

(1) 特定任期付職員給料表の改定

令和4年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

(2) 特定任期付職員に係る期末手当の支給月数の改定

令和4年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.625月	1.675月	3.30月
現行	1.625月	1.625月	3.25月

第6条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

特定任期付職員に係る期末手当の支給月数の改定

令和5年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
4年度	1.625月	1.675月	3.30月
5年度以降	1.65月	1.65月	3.30月

第7条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

適用される給料表について、明確にするもの

〔施行期日〕

第1条、第3条、第5条及び第7条関係

公布の日（第1条及び第5条については令和4年4月1日から遡及適用、第3条については令和4年12月1日から遡及適用）

第2条、第4条及び第6条関係

令和5年4月1日

議案第67号 向日市手数料条例の一部改正について

〔市民サービス部市民課〕

〔改正の趣旨〕

住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書の取得方法について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機の利用を促進し、窓口業務の効率化とともに市民サービスの向上を図るため、「向日市手数料条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

「向日市手数料条例」別表1の金額について、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機から取得する各種証明書の手数料を、一律100円減額するもの

住民票の写し（謄本・抄本）	300円 → 200円
住民票記載事項証明書	300円 → 200円
印鑑登録証明書	300円 → 200円
課税（非課税）証明書	300円 → 200円
戸籍謄本・抄本	450円 → 350円
戸籍の附票の写し	300円 → 200円

〔施行期日〕 令和5年2月1日

議案第68号 向日市まちづくり条例の一部改正について

〔建設部都市計画課〕

〔改正の趣旨〕

- (1) 都市計画法に基づく「都市計画法開発許可申請の実務」において一部改正があったことから整合を図るもの
- (2) 東海道新幹線及び国道171号を含む工業地域において、事業所の安定した操業環境の確保を目的とした「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）」を都市計画決定したことから、建築基準法第49条第1項の規定により、同区域内における建築物の建築を制限する「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定するため、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

- (1) 「都市計画法開発許可申請の実務」において一部改正があったことから、条例の一部を削除するもの
- (2) 「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定することから、条例の一部を削除するもの

〔施行期日〕 公布の日から起算して10日を経過した日

議案第69号 令和4年度向日市一般会計補正予算(第7号)

[総務部財政課]

歳入歳出予算総額

補正前の額	24,524,154千円
補正額	303,098千円
補正後の額	24,827,252千円

歳出の補正内容

(各公共施設光熱水費)

[2款 総務費 1項 総務管理費 5目 財産管理費]

市役所本庁及び東向日別館等に係る光熱水費788万円を増額計上

[3款 民生費 2項 児童福祉費 3目 保育所管理費]

各公立保育所に係る光熱水費649万円を増額計上

[4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費]

保健センターに係る光熱水費68万円を増額計上

[10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費]

各小学校に係る光熱水費2,867万円を増額計上

[10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費]

各中学校及び学校給食センターに係る光熱水費1,306万円を増額計上

[10款 教育費 4項 社会教育費 3目 地区公民館費]

各地区公民館に係る光熱水費81万円を増額計上

[10款 教育費 4項 社会教育費 6目 図書館費]

図書館に係る光熱水費273万円を増額計上

[10款 教育費 4項 社会教育費 7目 資料館費]

文化資料館に係る光熱水費106万円を増額計上

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業)

[4款 衛生費 3項 上水道費 1目 上水道費]

水道料金減免に係る水道事業会計への繰出金6,539万円を計上

〔7款 商工費 1項 商工費 2目 商工振興費〕

向日市おうえん割引クーポン事業に係る費用1億1,300万円を増額計上

〔8款 土木費 4項 都市計画費 3目 公共下水道費〕

下水道料金減免に係る公共下水道事業会計への繰出金5,026万円を計上

(その他事業)

〔2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費〕

マイナンバーカード交付等業務委託料として1,183万円、

京都府が実施する出張申請サポート事業に係る負担金120万円を計上

議案第70号 令和4年度向日市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

〔市民サービス部高齢介護課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額 5,402,512千円

補正額 400千円

補正後の額 5,402,912千円

歳出の補正内容

〔6款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 第1号被保険者保険料還付金〕

過年度分に係る保険料払戻金として40万円を増額計上

議案第71号 令和4年度向日市水道事業会計補正予算(第1号)

[上下水道部営業課]

収益的収支予算総額

収益的収入及び支出の予定額

(収益的収入)

補正前の額	1, 333, 102千円
補正額	155千円
補正後の額	1, 333, 257千円

(収益的支出)

補正前の額	1, 314, 011千円
補正額	155千円
補正後の額	1, 314, 166千円

収益的収入の補正内容

[1款 事業収益 1項 営業収益 1目 給水収益]

水道料金減免6,523万8千円を減額計上

[1款 事業収益 2項 営業外収益 4目 他会計補助金]

水道料金減免に係る一般会計繰入金6,539万3千円を増額計上

収益的支出の補正内容

[1款 事業費用 1項 営業費用 4目 業務費]

水道料金減免に係る通知書送付に要する費用155千円を増額計上

議案第72号 令和4年度向日市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

〔上下水道部営業課〕

収益的収支予算総額

収益的収入及び支出の予定額

（収益的収入）

補正前の額 1,651,400千円

補正額 0千円

補正後の額 1,651,400千円

収益的収入の補正内容

〔1款 事業収益 1項 営業収益 1目 下水道使用料〕

下水道使用料減免5,026万5千円を減額計上

〔1款 事業収益 2項 営業外収益 4目 他会計補助金〕

下水道使用料減免に係る一般会計繰入金5,026万5千円を増額計上

議案第73号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合理約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするもの

〔改正の内容〕

京都府市町村退職手当組合理約の別表に掲げる組合市町村の名称について、「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改めるもの

〔施行期日〕 令和5年4月1日